

一、労働者の健康を維持し、生産性を向上させること。
 二、労働者の生活水準を向上させ、社会福祉を促進すること。
 三、労働者の権利を保護し、公正な労働環境を確保すること。
 四、労働者の教育と訓練を促進し、技術的進歩を支援すること。
 五、労働者の安全と衛生を確保し、事故や疾病を防止すること。
 六、労働者の福利厚生を充実させ、生活の安定を図ること。
 七、労働者の意見を尊重し、労使協力を促進すること。
 八、労働者の就業機会を拡大し、雇用の安定を図ること。
 九、労働者の社会参加を促進し、社会貢献を奨励すること。
 十、労働者の生活文化を豊かにし、総合的な福祉を追求すること。

一、労働者の健康を維持し、生産性を向上させること。
 二、労働者の生活水準を向上させ、社会福祉を促進すること。
 三、労働者の権利を保護し、公正な労働環境を確保すること。
 四、労働者の教育と訓練を促進し、技術的進歩を支援すること。
 五、労働者の安全と衛生を確保し、事故や疾病を防止すること。
 六、労働者の福利厚生を充実させ、生活の安定を図ること。
 七、労働者の意見を尊重し、労使協力を促進すること。
 八、労働者の就業機会を拡大し、雇用の安定を図ること。
 九、労働者の社会参加を促進し、社会貢献を奨励すること。
 十、労働者の生活文化を豊かにし、総合的な福祉を追求すること。

(協 調 會 勞 働 課)